

条例見直し調書

作成年度

平成20年度

条例名		衛生試験、治療等に関する条例	
条例番号	昭和34年神奈川県条例第5号	法規集	第8編第4章第2節
所管部局室課	保健福祉部保健福祉総務課		
条例の概要	衛生研究所及び温泉地学研究所並びに保健福祉事務所における衛生試験、治療等に関し、試験等の依頼等ができる者、依頼に係る申請方法、手数料等の額等について定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	衛生研究所等における衛生試験、治療等は公衆衛生の確保等のために県が実施しているものであり、試験等の依頼ができる者や依頼に係る申請などについての具体的な条件、方法、また、依頼者等特定の者に対する役務の提供の対価としての手数料等の額に関する事項等を定めた条例は必要である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	本条例は、衛生研究所等における衛生試験、治療等に関して、試験の依頼等に係る基本的かつ具体的な条件、方法を定めたもので、依頼を受けての試験、治療等の実施のために有効な規定となっている。 手数料の額は人件費等を考慮して算定して適正なものとしているが、温泉、鉱泉、地下水等の試験の手数料については、単位費用と現行手数料の額に乖離が見られること、また、水道法に基づく水の試験に係る検査項目については、根拠法令となる国の省令の改正に伴い、改正を検討する必要がある。	手数料等収入 平成19年度 47,685,280円 平成18年度 54,117,410円 平成17年度 76,051,950円 平成16年度 103,565,180円 平成15年度 170,358,310円
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	衛生研究所等の試験等の依頼を受ける各機関に係る事項は共通したものであり、効率的に事務を執行している。 また、手数料等の算定も本条例に基づく告示も含め、原則として定額方式により明確に規定しており、効率的といえる。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	衛生研究所等における衛生試験、治療等は県民の健康の保持、公衆衛生の確保に資するものであり、県民の健康・福祉の向上、県民生活の安全・安心を掲げた神奈川力構想の考え方と合致している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法や手数料の各項目に係る法令等に基づき規定しており、憲法、法令に抵触しないものである。	
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由 手数料の額及び項目の一部について必要な改正を検討する。	特記事項
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有(無)